# 災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン

平成30年7月作成平成31年4月改訂

令和2年4月改訂

令和2年6月改訂

令和3年4月改訂

令和5年4月改訂

令和6年4月改訂

令和6年6月改訂

愛媛県

# 目 次

1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1
1-1 発注者の果たすべき役割	3
1-2 入札契約方式選定の基本的考え方	4
1-2-1 随意契約	5
1-2-2 指名競争入札	7
1-3 発注機関において配慮すべき事項	8
2. 他の発注者との連携等	12
3. 入札・契約制度における検討すべき措置等	-12
3-1 確実な施工確保、不調・不落対策	12
3-2 発注関係事務の効率化	13
3-3 担い手の確保	13
3-4 早期の災害復旧に向けた取組み	14

# 1. 入札契約方式選定の基本的考え方

愛媛県が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、「地方自治法」上の原則である一般競争入札を原則的に適用するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式を導入している。ただし、設計金額や工事の内容によっては、指名競争入札や随意契約を適用している。表1-1にその概要を示す。

表1-1 入札契約方式の概要(土木一式工事の場合)

	発注	格付け	入札方式	総合評価 落札方式	低入対策
予定価格	本庁		通常型 一般競争入札 (WTO対象工事)	標準型 (基礎点100点) + (加算点20点)	
27. 2億円 設計金額 5億円	注	S 等 級		施工計画型 (基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点20点)	
2億円					
1億円	地方	A 等 級	入札後審査型 一般競争入札	実績確認型 (基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点10点)	低入札価格 調査制度
5千万円	局	B 等 級		簡易実績型	
3千万円	発	C 等級	1億円未満の 災害復旧工事 及び3千万円 未満の防災対 策工事につい ては、指名競 争入札を適用	(基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点10点)	指名競争入 札を採用す る場合は、 最低制限価 格制度を採 用
<u>1千万円</u>	注	D 等 級	指名競争入札		最低制限 価格制度

また、愛媛県が発注する工事に関する調査、測量及び設計業務(以下「業務」という。)においては、指名競争入札を適用している。表1-2にその概要を示す。

表1-2 入札契約方式の概要(業務の場合)

(令和6年度)

			(11410 千尺)		
	発注	入札契約方式	低入札対策		
設計金額	本庁発注	- 指名競争入札	低入札価格 調査制度		
1億円 設計金額	地方局発注	1 相名競爭八代			
5百万円	. 3,9,7,9,2 (12)		最低制限 価格制度		

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額は予定価格2.7億円

しかしながら、例えば災害復旧工事を発注する場合、国をはじめ各発注者は、指名競争入札や随意契約を積極的に適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧に努めている。

また、国土交通省では、平成29年7月に、迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争入札方式等の適用の考え方や手続きに当たっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成し、情報共有を図っている。

本県においても、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、発災時に早期の復旧に取りかかれるよう、予め入札契約方式選定の基本的考え方を共有しておく必要がある。

本ガイドラインは、災害復旧に当たっての入札契約方式選定についての基本的な考え方等を整理したものであり、愛媛県が発注する災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務においては、関係法令等に則るとともに、本ガイドラインの基本的考え方に基づき、適切な入札契約方式の適用等発注関係事務を行うこととする。

なお、本ガイドラインの対象としては、「県災害対策本部」が設置された災害に係る災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務を想定しているが、その他の災害にあっても、緊急度等を鑑み、適宜、本ガイドラインの活用を検討する。

## 1-1 発注者の果たすべき役割

災害復旧においても、発注者は、関係する法令等に則り、その役割を果たしてい く必要がある。

まず、公共工事の発注者として、公共工事の品質確保に関する基本理念や国や県等の責務等を定めた品確法に則ることとなる。品確法では、発注者の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施などの措置を講じることを規定している。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進などを規定している。

さらに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る「災害対策基本法」では、基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等を規定している。

発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧に当たっては、特に、地域の建設業者が、災害対応、除雪といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえる必要があり、品確法においても、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質を確保する担い手の育成・確保への配慮が求められている。このため、災害復旧工事の発注に当たっては、必要に応じて、分離分割発注や地域に精通する業者の積極的な活用等の措置を適切に講じる必要がある。

## 1-2 入札契約方式選定の基本的考え方

入札契約方式は、県の関係規定に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素(契約方式、入札参加者の設定方法、落札者の選定方法等)を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

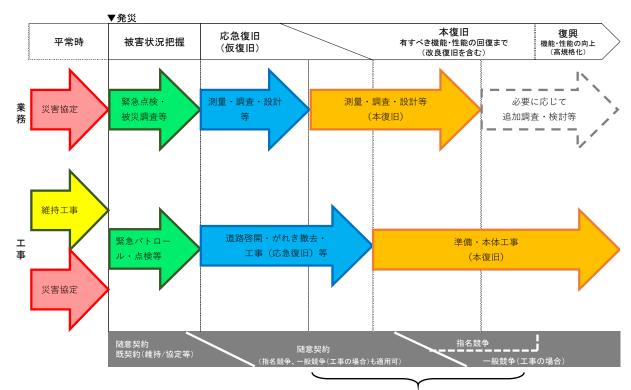
災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

以上を踏まえ、災害復旧工事における入札契約方式の適用に当たっては、工事の緊急度や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めるとともに、書面での契約を行う。

表1-3 に、災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方を示す。災害復旧・復興事業は、災害が発生してから復興に至るまで、一般に、1)被害状況把握、2)応急復旧(仮復旧)、3)本復旧、4)復興の事業プロセスがある。発災直後の被害状況把握、応急復旧は、緊急度が高く、随意契約や、既契約の維持工事等を活用して速やかな実施が必要となる。また、本復旧段階において、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒(避難や通行制限等)が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じる。そのため、本復旧段階であっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約の適用が必要となる場合がある。

なお、適用に当たっては、事前に総務部総務管理局行政経営課へ協議を行うこととする。

表1-3 災害復旧における入札契約方式の適用の考え方



・有すべき機能、性能を回復できていない場合、工事・業務に随意契約を適用可・効率的、確実な施工のため、提案を求めることが有効な場合、指名、一般競争を適用

※応急復旧:緊急的に機能回復を図る工事

本復旧 : 被災した施設を原形に復旧する工事、又は再度災害を防止する工事

#### 1-2-1 随意契約

#### (1) 工事

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等については、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、まずは「年間維持契約」を締結している業者(以下「年間維持業者」という。)による対応が可能かどうか検討する。そのうえで、年間維持業者が対応できない応急復旧工事については、随意契約(地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の2)を選択するよう努める。表1-4 に随意契約を適用できる工事の例を示す。ただし、大規模災害時における応急対策業務に関する協定(以下「災害協定」という。)に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

なお、この際には、迅速な契約や受注者へ前払金の支払いを行うため、「大規模

災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づき、暫定契約を 活用する。

また、災害復旧工事のうち、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事についても、「随意契約」を選択するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に 関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努め る。

分 類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂
	解消のための舗装修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防
	護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替
	路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害
	が懸念される橋梁や法面の復旧等

表1-4 随意契約を適用できる工事の例

#### 【地方自治法施行令(抜粋)】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

## (2) 業務

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約(地方自治法施行令第167条の2)を選択するよう努める。表1-5 に随意契約を適用できる業務の例を示す。

ただし、災害協定に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に 関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努め る。

分類	測量・調査・設計等業務					
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等					
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂					
	解消のための舗装修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防					
	護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替					
	路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務					
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害					
	が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務					

表1-5 随意契約を適用できる業務の例

# (3) 適用に当たっての留意点

- ➤ 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される 可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格に よって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- ➤ 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。
- ➤ 暫定契約を行う場合、当初の予定価格調書の作成、見積書、契約保証及び工程 表など省略できるが、変更契約時には必要となることに留意する。

# 1-2-2 指名競争入札

# (1) 工事及び業務

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事(業務)の施工(業務)実績、手持ち工事(業務)の状況、応急復日工事の施工(業務)実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。そ

の際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

## (2) 適用に当たっての留意点

➤ 災害復旧工事のうち、設計金額1億円未満の工事については、「指名競争入札」 (地方自治法施行令第167条第2号)を適用する。

(設計金額1億円以上については、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)を適用)

- ➤ 規則第144条第1項の規定により、指名業者の数は3社以上とする。
- ➤ 指名を行う際は、有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を指名する。また、その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないような配慮が必要である。
- ▶ 指名要領で定める指名基準の運用10(2)については十分に尊重すること

#### 【指名基準の運用10(2) (抜粋)】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事 項	運用
10 地域防災 力の維持向 上	(1)省略 (2)当該工事が災害復旧工事及び防災対策工事の場合においては、以下の事項についても十分尊重すること。 ① 本店の所在地が当該施工箇所に隣接しているなど地域の実情に精通するとともに、相当の施工体制を有し迅速で安全な施工を行うことが可能と認められること。 ② 建設業BCPの認定を受け大規模災害発生時に事業継続できる体制を確保していること。 ③ 掘削系建設機械等を保有し、災害発生時に速やかに応急復旧に着手できる体制を確保していること。

#### 【地方自治法施行令(抜粋)】

- 第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

# 1-3 発注機関において配慮すべき事項

被災の状況や地域の実情に応じて、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務の迅速な事業執行を図る観点から、発注関係事務に関して、各発注機関において配慮可能な事項については、各発注機関が主体的に取り組む必要がある。以下に配慮

すべき事項の概要を整理する。

# (1) 工事発注ロットの拡大〔対象:全ての入札契約方式〕

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した業者を活用することが必要となる。また、大規模災害発生時には、数多くの被災箇所が発生し、発注すべき工事量に対して、対応可能な業者が不足するといった事態も想定される。

今後の工事の見通しや施工能力のある業者の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、合冊入札を増やすなど工事発注ロットを拡大する。

# (2) 見積期間の短縮〔対象:全ての入札契約方式〕

発注に当たっては、建設業法第20条第3項、同法施行令第6条第1項及び規則第132条第1項の規定により、随意契約にあっては契約締結以前に、また、競争入札にあっては入札までに、次に掲げる見積期間を設けなければならないこととされている。

	区分	見積期間
_	①予定価格5,000万円以上	15日以上
土	②予定価格500万円以上5,000万円未満	10日以上
事	③予定価格500万円未満	1日以上
4 業	· 終務	10日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、①②④の期間は、5日以内に限り短縮することができることとされている。この規定を踏まえ、急施を要する場合においては、工事及び業務の内容を踏まえた適切な見積期間を設定する。

# (3) 紙入札の実施 [対象:指名競争入札・一般競争入札]

大規模災害発生時には、各発注機関及び業者において電気・通信等が使用できなくなり、「えひめ電子入札共同システム」等発注関係事務の実施に必要なシステムが利用できないことも想定される。

こうした場合であっても、発注関係事務が実施できるよう、予め紙入札の実施について想定して、入札手順や必要書類の確認をしておく。

# (4) 既存工事の中止要請〔対象:全ての工事〕

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、既存工事と新規に発 注する復旧工事の工期が重なり、被災地域で施工可能な工事量を超える事態も想定 される。復旧工事を優先的に発注・施工するため、被災地域における全工事及び業者の状況、被災状況や地域の実情等を踏まえて、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い復旧工事と施工中・施工予定の工事について、いずれの施工を優先すべきか検討する必要がある。各発注機関において、前者を優先すべきと判断した場合、施工予定工事については入札中止等、契約済案件については工事の一時中止等、適宜、受注者に要請を行うこととする。工事の一時中止に伴う増加費用等の負担が生じる場合は、県の「土木工事標準積算基準書」により対応する。

なお、被災地域の建設業者に対して中止要請等を行う場合は、業者の運転資金が 枯渇しないよう配慮し、既存工事の前払金や請負代金について早期の支払を検討す る必要がある。業者の状況や工事場所の被災状況等によって工事再開の目途が立た ない場合は、必要に応じて部分払または打切精算による対応を検討する。

# (5) 入札参加者の設定方法 [対象:全ての工事]

入札参加者の設定方法は、「愛媛県競争参加資格審査会要綱」、「地方局業者選定等審査会要綱(準則)」及び「地方機関業者選定等検討委員会要綱(準則)」(以下「選定要綱」という。)に基づき審査を行う。令和4年5月に選定要綱を改正し、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第146条第1項第4号の復旧工事に係るものについては、審査の適用除外としたことから、「県災害対策本部」が設置される大規模災害が発生し、早急な対応が必要な場合について、適切に制度を運用すること。

なお、平成30年7月豪雨災害(以下「7月豪雨災害」という。)時は次の通り対応した。

#### 【7月豪雨災害時の対応】

選定要綱上、本局・支局外に設置される地方機関検討委員会では、設計金額5千万円未満の工事の審査権限しか認めていないが、選定要綱第7条に、急施を要する工事の業者選定等は選定要綱によらないで行うことができる例外措置が規定されていることから、設計金額1億円未満の7月豪雨災害に係る災害復旧工事においては、指名競争入札による実施が認められた場合に限り、例外的に本局・支局外に設置される地方機関検討委員会での審査を認めた。

なお、設計金額1億円以上の工事については、実績確認型による実施が認められた場合であっても、従来通り本局の審査会に諮った。

#### 【愛媛県競争参加資格審査会要綱(抜粋)】

#### 第2 職務

- 審査会は、別に定める事項を除くほか、次に掲げる事項(第1号から第3号までに掲げる事項にあっては、地方局長の権限に属するものを除く。)について審査を行う。
  - (1) 1件の設計金額が1,000万円(農林水産部及び土木部以外の発注にあっては、5億円)以上の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格(総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。)の設定又は指名競争入札等(指名競争入札又は随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る業者の選定

#### 【地方局業者選定等審査会要綱(準則)】

#### 第2条 省略

(1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格(総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。)の設定又は指名競争入札等(指名競争入札又は随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る業者の選定

#### 【地方機関業者選定等検討委員会要綱(準則)】

#### 【本局又は支局に設置する地方機関検討委員会の場合】

- 第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項(第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。)を処理する。
- (1) 1件の設計金額が1億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格(総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。)の設定又は指名競争入札等(指名競争入札又は随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る業者の選定の審査

#### 【その他の地方機関検討委員会の場合】

- 第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項(地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。)を処理する。
- (1) 1件の設計金額が5,000万円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格 (総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、 落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。)の設定又 は指名競争入札等(指名競争入札又は随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規 則第18号)第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの 及び第147条第1項ただし書 の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る業者の選定の審査

# 2. 他の発注者との連携等

本ガイドラインは愛媛県が管理する公共土木施設に係る復旧を対象として取りまとめたものであるが、災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に地域全体で生じるものである。このため、その被害からの復旧にあたっても地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組むことが重要と考えられる。

加えて、復旧の担い手となる地元業者等による円滑な施工確保対策についても、 特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、被災地域全体として取り組むことが 不可欠である。

東日本大震災や熊本地震では、地方公共団体を含む発注機関と事業者団体が参加する「復興加速化会議」及び「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」が国により設置され、地域単位での発注見通しの統合・公表等の連携が図られている。本県においても、平成30年7月豪雨災害では「南予3市執行促進会議」を設置し、執行計画を策定・管理するなどして早期復興を図った。

大規模災害時には、地域の状況を踏まえながら、適宜、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置するなどして、円滑な施工確保を図ることとする。

また、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い復旧工事の発注が集中し、地元業者による施工が困難な場合は、事業団体を通じて、土木部が被災地域に隣接する地域の業者等へ応援を要請し、早期の復旧を図ることも検討する必要がある。

加えて、発注の集中に伴い技術職員が不足した場合は、東日本大震災及び熊本地 震等で、宮城県、福島県及び熊本県等が他県等へ職員の派遣を要請し、協定を締結 したうえで技術職員を受け入れている例にならい、本県においても他県等に対して、 適宜、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請を検討する。

# 3. 入札・契約制度における検討すべき措置等

被災の状況や地域の実情に応じて、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務の早期執行、発注関係事務の負担軽減、災害復旧を支える担い手確保等の観点から、今後、入札・契約制度において必要と考えられる措置について導入の可否を検討する必要がある。以下に目的別の検討事項の概要を整理し、7月豪雨災害発生後に実施した措置及び未実施ではあるが効果の期待できる措置を併記する。

# 3-1 確実な施工確保、不調・不落対策

# (1) 実態を踏まえた積算の導入〔対象:全入札、一部実施〕

災害復旧による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、業者が入札への参加を敬遠し、不調・不落が

発生することがある。

不調・不落が続いて災害復旧が予定から大幅に遅れる場合は、国や市町等公共工事の入札実態を踏まえ、市場の変化を的確に把握したうえで、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務に限定して係数や歩掛を設定することも検討する。

# (2) 総合工程表の導入〔実施〕

災害復旧工事においては、他の発注機関や事業者団体の事業量が増加すると想定されるため、業者の手持ち工事量を把握して適切な進捗管理を行うことを検討する。 各発注機関において地域企業の実情を把握することにより、発注時期や発注ロットの設定、指名業者の選定等を迅速かつ適切に行うことができ、ひいては早期の災害復旧につながるものとなる。

## 3-2 発注関係事務の効率化

## (1) 一括審査方式の導入〔対象:一般競争入札(工事)、未実施〕

国土交通省では、一般競争入札の適用に当たり、施工地域が近接し、工事の内容等が同種であるなど、競争参加資格や総合評価落札方式の評価項目等を共通化できる複数工事を同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施する、一括審査方式を活用している。

発注者・入札参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点から、一括審査方式の 導入について検討する。

## 3-3 担い手の確保

# (1) 共同企業体等の活用(工事)[実施]

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、被災地域に所在する 業者のみでは全ての災害復旧工事を担うことが困難となることが想定されること から、被災地域の建設業者と被災地域外の建設業者が共同企業体を結成して、災害 復旧工事を行うための共同企業体制度を活用することも検討する。

なお、本県では事業環境の悪化や担い手不足等により地域の業者が減少し、将来的に施工困難となる地域が生じることが懸念されるため、工事施工の採算性向上を図りながら、将来にわたって持続的に地域の維持管理等が行われるよう、「地域維持型契約方式」を一部の地域で採用している。この契約方式では、「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」に基づき年間維持工事を対象として行っており、事業協同組合や地域維持型建設共同企業体の参加を前提としているため、地元の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより実施体制の安定確保ができている。

## (2) 技術者要件等の緩和〔対象:全入札、一部実施〕

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、技術者等の不足により、被災地域に所在する業者のみでは全ての災害復旧工事等を担うことが困難となることが想定されることから、今後、建設業法等関係規定に則りつつ、適切な施工管理(業務管理)の確保にも配慮しながら、技術者及び現場代理人の要件等の緩和について検討する。

# 3-4 早期の災害復旧に向けた取組み

# (1) 設計・施工一括発注方式等の検討〔未実施〕

設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工 と一括して発注する方式であり、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設 計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が図られ、ひいては早期の災害復 旧につながるものである。

他県等の事例を参考として、災害の規模や発注体制等を勘案し、災害時には、設計・施工一括発注方式等を活用できるような制度設計を検討する。

# 災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン参考資料

平成30年7月作成

平成31年4月改訂

令和2年4月改訂

令和6年4月改訂

令和6年6月改訂

愛媛県

# 目 次

参考資	[料	1
1.	災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し(土木一式工事)…	1
2.	大規模災害における入札契約方式等の適用事例	1
1	平成30年7月豪雨災害時の対応	2
	〇確実な施工確保、不調・不落対策	3
	○担い手の確保······	3
	○その他の配慮	5
	〇他の発注者との連携等	7
2	平成30年7月豪雨を踏まえた改善	8
	〇入札・契約制度の改善	8
3.	関連例規集	-9
4.	暫定契約の取扱い	20
5.	紙入札事例集	30

# 参考資料

# 1. 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し(土木一式工事)

平成30年7月豪雨を踏まえ、災害復旧工事に係る入札契約方式を見直した。なお、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」については、平成30年7月1日から活用している。

#### 〇見直し前(H30.7月時点)

CSBECHACIEST 71-4 MC/						
=n = 1 A de	応急復旧工事	本復旧工事				
設計金額		災害復旧工事等急 施を要する工事	左記以外の災害復旧工事 及び防災対策工事	左記以外		
1億円以上			入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)		
1億円未満 3千万円以上	の活用・	の活用・	入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)		
3千万円未満 8百万円以上	随意契約 指名競争入札	指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)			
8百万円未満	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		相心就事人化	指名競争入札		

#### 〇見直し後(R6.6月時点)

그 그 . 스 소프	÷4./5./2	本復旧工事		P+ (4 + 4 / 7 - 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	±======	
設計金額	応急復旧工事	緊急度が極めて高 い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事	<u>防災対策工事</u>	左記以外	
2億円以上	年間維持契約 の活用		入札後審査型	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)	
2億円未満 1億円以上			(実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)	
1億円未満 5千万円以上		随意契約				
5千万円未満 3千万円以上	• 随意契約		入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型		
3千万円未満 1千万円以上			指右規爭入化	+5-C ** C 3 +1	(簡易実績型)	
1千万円未満				指名競争入札	指名競争入札	

# 2. 大規模災害における入札契約方式等の適用事例

本県で発生した大規模災害における復旧事例から、入札契約方式の適用状況及び 発注関係事務に関する措置を整理する。今後、本県において大規模災害が発生した 場合、以下で示す対応事例を参考にされたい。

なお、導入効果は期待されるが災害からの復旧で本県がまだ活用していない措置 については、ガイドライン本編「3.入札・契約制度における検討すべき措置等」 で〔未実施〕と示してある。

## 1 平成30年7月豪雨災害時の対応

本県においては平成30年7月上旬に南予地域を中心として大規模な豪雨災害が発生した。平成30年7月豪雨災害(以下「7月豪雨災害」という。)では、本県をはじめ岡山県や広島県を中心に広範囲な地域が被災したが、国土交通省の報告資料によると人的被害と住家被害は岡山県と広島県に次いで本県の被害が多かった。

7月豪雨災害の対応事例では、ガイドライン本編で示した入札契約方式選定の基本的考え方に沿って発注関係事務を行っており、通常の方式によらない入札契約方式を適用した件数は次のとおりである。

表 1-1 入札契約方式別の活用状況〔工事〕

部 局	随意契約	指名競争 入札 (3千万円 ~1億円)	指名業者 数の縮減	実績確認 型 (1億円~)	入札中止	入札期間 延期	既存工事 の 中止要請	既存工事 の 工期延期
土木部	2	190	221	36	1	2	10	207
(参考) 他部局	0	49	13	3	0	1	0	0

(単位:件、R3.3.31時点)

表 1-2 入札契約方式別の活用状況〔業務〕

部局	随意契約	指名業者 数の縮減
土木部	57	9
(参考) 他部局	1	4

(単位:件、R3.3.31時点)

被災の規模が大きい地域では、県から業界団体に対し災害協定に基づく協力要請を行っており、応急対策業務を実施する業者と随意契約を締結した。また、年間維持業者による対応が可能な場合は、年度当初に締結した既存の契約を活用している。

7月豪雨災害は激甚災害に指定されたので、国による災害査定を受けて災害復旧 国庫負担事業における国庫負担率の嵩上げ措置が講じられた(県工事では該当な し)。応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事については、災害査定まで に施工を開始して査定時に国庫負担を申請した。その他の災害復旧工事については、 各発注機関が災害査定を受けたうえで発注を行っている。

災害復旧工事等の発注にあたっては、ガイドラインに沿った対応に加えて、適宜、 次頁以降に挙げる特例措置を講じたところであるが、これらの実績を踏まえてガイ ドラインの初版を見直し、補足事項を追加した改訂版を作成している。具体的な措 置事例については以下で整理する。

## 〇確実な施工確保、不調・不落対策

### (1) 実態を踏まえた積算の導入

#### <遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用>

7月豪雨災害等に伴う災害復旧事業の実施に伴って、一部建設資材の逼迫が生じつつあり、通常は地域内から調達している砕石等の建設資材について、安定的に確保するため、遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定し、調達の実態を反映して輸送費や購入費用などを設計変更する場合の必要事項を定めた。工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、地域内の工事を円滑に実施するため、平成31年3月4日以降、対象建設資材を購入する土木部発注工事において適用し、土木工事標準積算基準において、対象建設資材の単価を使用する全ての歩掛を対象としている。

### <地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更に係る運用>

復旧・復興JV対象工事の「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」について、現行の積算基準による積算と実際にかかる費用の間に乖離が生じる可能性があるため、受注者の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する場合の必要事項を定めた。

# (2) 総合工程表の導入

7月豪雨災害の災害復旧工事において、業者の手持ち工事量を把握し、適切な 進捗管理を行うため、建設業関係団体に「総合工程表」の提出を依頼した。また、 各発注機関に対しては、地域企業の実情に配慮し、適切な発注時期や発注ロット の設定、指名業者の選定等に努めるよう依頼した。

# (3) その他の対策

#### <随意契約における予定価格の事前公表(工事及び業務)>

土木部において平成30年7月13日以降に見積依頼通知を行う本災害に係る応 急復旧工事及び委託業務の随意契約については、原則として予定価格を事前公表 した。

## ○担い手の確保

# (1) 共同企業体等の活用(工事)

#### <愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体>

7月豪雨災害の発災後、大洲・八幡浜・西予土木事務所及び南予地方局建設部

の管内において、工事の発注量が管内業者の施工能力を大幅に上回るおそれがあることから、設計金額1億円以上かつ土木一式工事の7月豪雨災害復旧等工事を対象として、被災地域の建設業者と被災地域外の県内建設業者による復旧・復興建設工事共同企業体を活用し、迅速かつ確実に災害復旧工事を行うことができる施工体制を確保した。

### 愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱の概要

迅速かつ確実な施工を実施し得る施工体制を確保するため、平成30 年11 月 1 日以降に、被災地域の業者と県内被災地域外との業者の組合せにより結成する愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体(以下「復旧・復興 J V」という。)を対象とした工事の入札公告を開始

災害復旧工事のうち、次の要件を満たす工事について、復旧・復興 J V 対象工事とし、復旧・復興 J V のみが入札に参加可能

- ○災害復旧工事(7月豪雨災害に係る災害復旧工事又は災害関連工事)
- ○設計金額1億円以上の全ての土木一式工事(WTO対象工事を除く。)
- ○施工箇所 ・南予地方局建設部管内(字和島市、松野町及び鬼北町)
  - ・大洲土木事務所管内(大洲市及び内子町)
  - ・八幡浜土木事務所管内(八幡浜市及び伊方町)
  - · 西予土木事務所管内(西予市)

# (2) 技術者要件等の緩和

#### <現場代理人の常駐義務緩和措置>

平成30年9月25日から令和3年3月31日までの間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで(うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで、県発注工事に限らない)の工事の兼任を認めることとした。

#### [緩和措置の要件]

- ○兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であること
- ○兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して5件以内であり、このうち災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること
- ○兼任する工事の各現場間が最短で60分以内に移動できる距離(一つの工事に現場が複数ある場合も同様)にあるか、全ての現場が同一の地方局管内にあること
- ○発注者(監督員)と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者(監督員)が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

※設計金額による要件はない。

#### く主任(監理)技術者の恒常的な雇用関係の特例措置>

本県では、技術者が著しく不足するおそれがあり、やむを得ないと認められた 建設業者に対しては、復旧・復興 J V 対象工事の代表者以外の構成員として技術 者を配置する場合又は設計金額 1 億円未満の平成30年 7 月豪雨災害に係る災害 関連工事で技術者を配置する場合に限り、主任(監理)技術者について 3 ヶ月以 上の恒常的な雇用関係を求めないこととして、工事の発注・施工を円滑に行える よう条件を整えた。

### 〇その他の配慮

### (1) 既存工事の中止要請

#### <工事の一時中止及び支払の迅速化・弾力化等>

本県における7月豪雨災害への対応では、各発注機関の判断により既存工事について中止要請のほか工期延期等を行っている。

しかしながら、被災地域の建設業者においては、業者自身の被災や豪雨直後の 応急対応による負担に加え、通常工事の一時中止等により、運転資金の枯渇を心 配する意見も県に寄せられた。本県においては、工事中止命令及び応急復旧工事 等に係る前金払(中間前金払)の推進について本ガイドラインに沿って適切な事 務処理を行うこととし、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づき応急対策業務施工者の施工する工事については、ひとつの工事として随 意契約により発注した。

#### <国土交通省からの要請>

工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しているため、応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について国土交通省から要請があった。

なお、国土交通省からの要請(平成30年7月12日付け国土建第123号)については、次のとおりである。

#### 1. 工事中止命令について

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止命令

今般の豪雨災害により施工できなくなった工事については、公共工事標準請負約 款第20条第1項に基づき、的確に工事の一時中止を指示すること。

(2) 当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

施工中の工事が被災してない場合において、当該工事の施工会社が被災地における災害応急対策を優先して行う必要があると認められる場合には、施工会社の意向 も踏まえ、同約款第20条第2項に基づき、工事の一時中止を指示すること。

- 2. 応急復旧工事等に係る前金払(中間前金払)の推進について
  - (1) 前金払(中間前金払)の適切な実施

前金払をすることができる工事については、受注者の意向を踏まえ、迅速かつ 円滑な実施に配慮すること。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、前金払することは可能であるため、積極的な活用を検討すること。

(2) 前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、保証事業会社に対して事務処理の迅速化・弾力化を要請しているので、理解のうえ協力すること。

## (2) 災害復旧工事等における工事成績評定

災害復旧工事等においては、応急的な作業や維持的な工種が多く、またこれらの工種が複数含まれる工事が多いことから、災害復旧工事等における工事成績評定に関する留意点を次のとおり取りまとめた。

- ○大規模災害時応急対策工事について
  - ・大規模災害時応急対策工事は、工事成績評定の対象外とすること(平成30年8月3日付け30土第337号)。
- ○崩土除去工事と河床掘削工事について
  - ・土石流等により河川が埋塞した場合の埋塞土砂・流木等を撤去する工事は、工事成績評定要領に定める「崩土除去工事」として、工事成績評定の対象外とすること。該当する事業を例示すると次のとおりであるが、これ以外の事業であっても工事の目的を鑑み、「崩土除去工事」に該当するか判断すること。
  - 災害関連緊急河床掘削事業
  - 河床掘削緊急対策事業
  - 土砂災害関連応急対策事業
  - 大規模災害緊急道路啓開等事業
  - ・従来実施している県単河床掘削事業や河川防災緊急対策事業等による通常の河床 掘削工事は、これまでどおり成績評定の対象とすること。
- ○仮設工事について
  - ・大型土のうや仮設防護柵等の簡易な仮設工事は、年間維持工事とみなし、工事成績 評定の対象外とすること。
  - ・大規模な仮橋等、仮設工事であっても重要度及び難易度の高い工事は、工事成績評定の対象とすること。

#### ○その他

・予定価格が500 万円以上であって、工事成績評定の対象外とする工事は、その旨を

特記仕様書で明示すること (平成28 年3月25 日付け27 土(技) 第732 号)。

・適用に疑義のある場合は、技術企画室と協議すること。

## 〇他の発注者との連携等

7月豪雨災害への対応では、他の発注機関や事業者団体と連携して、入札不調 対策や地域防災力の強化等を図った。

まず、「南予地域災害復旧情報連絡会議」が国により設置され、本県及び被害の大きい3市(宇和島市、大洲市及び西予市)を構成員として、関係者間の情報共有や対応策の検討を行っている。

本県は同会議において7月豪雨災害復旧工事における現場代理人の常駐義務 を緩和したこと等を情報提供し、被災の規模が大きい県内市町も同様の緩和策を 実施したことにより、地域の状況を踏まえた入札不調対策となった。

さらに、本県及び3市を構成員とする「南予3市執行促進会議」を各市に設置し、3市における平成30年発生災害(7月豪雨災害に加え台風24号災害等も含む)に係る執行計画を策定し、執行管理を適切に実施することにより、災害からの早期復興を図っている。同会議では、執行上の諸課題への対応を協議し、早期執行に資する各種施策等も情報共有することとなった。

加えて、本県における7月豪雨災害からの復旧においては、発注の集中に伴う 技術職員不足が想定されるため、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要 請を行い、他の都県と協定を締結したうえで技術職員を受け入れた。

## 2 平成30年7月豪雨災害を踏まえた改善

# 〇入札・契約制度の改善

### (1) 業者選定の見直し

大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約の導入に伴い、審査会等の職務に係る対象から、該当工事(愛媛県会計規則第146条第1項第4号の復旧工事)を除外した。

#### ○対象要綱

- ·愛媛県競争参加資格審査会要綱 第2 (職務) (1)
- · 地方局業者選定等審査会要綱(準則)第2条第1号
- ·地方機関業者選定等検討委員会要綱(準則)第2条第1項第1号

# (2) 入札方式の見直し

7月豪雨災害では、災害復旧工事について特例として、設計金額1億円以上の ものを簡易型総合評価落札方式の実績確認型を、1億円未満の工事を指名競争入 札で拡大運用していたものを、迅速な対応が可能であったことを踏まえ、制度化 した。

# (3) 暫定契約の導入

平成30年7月豪雨による災害が発生した際、契約締結に必要な施工数量や設計金額の確定までに時間を要したことにより迅速な支払いが行えず、応急復旧工事に従事した建設業者の資金繰りに支障を来したという課題の解決を図るため、大規模災害が発生した場合、応急復旧工事の受注者の意向に応じて、人員や資機材の調達に必要な資金調達の円滑化を支援し、迅速な前金払を行うことを目的とした暫定契約(特約条項付き契約)を導入した。

#### ○改正の概要

- ・予定価格調書の作成省略(会計規則第146号第1号第4号)
- ・契約保証金の免除(工事執行規程第7条)
- ・工程表の省略(工事執行規程第9条)
- 工事成績評定を対象外

### 3. 関連例規集

県が締結する工事及び工事に関する調査、測量及び設計業務に係る契約は、地方自治法、同施行令及び規則等により入札契約方式が規定されている。入札・契約事務の参考とするため、これらの法規及び県の規程から「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」と関連する条項を抜粋して掲載した。

#### 地方自治法 (抜粋)

(昭和22年4月17日法律第67号) 令和5年12月20日改正施行

(契約の締結)

- 第二百三十四条 売買、貸借、<u>請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、</u> 随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項<u>の指名競争入札、随意契約</u>又はせり売り<u>は、政令で定める場合に該当する</u> ときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

#### 地方自治法施行令 (抜粋)

(昭和22年5月3日号外政令第16号) 令和6年3月30日改正、4月1日施行

(指名競争入札)

- 第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により<u>指名競争入札によ</u>ることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - 一 <u>工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競</u> 争入札に適しないものをするとき。
  - 二 <u>その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する</u> 必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
  - 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

- 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により<u>随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</u>
  - 一 売買、貸借、<u>請負その他の契約でその予定価格</u>(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)<u>が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下</u>欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
  - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性

質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

#### <中略>

- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 <u>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</u> 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを 行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた 条件を変更することができない。

#### 別表第五(第百六十七条の二関係)

工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円		
	市町村(指定都市を除	百三十万円		
	く。以下この表において			
	同じ。)			
財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円		
	市町村	八十万円		
物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円		
	市町村	四十万円		
財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円		
	市町村	三十万円		
物件の貸付け		三十万円		
前各号に掲げるもの	都道府県及び指定都市	百万円		
以外のもの	市町村	五十万円		
	工事又は製造の請負 財産の買入れ 物件の借入れ 財産の売払い 物件の貸付け 前各号に掲げるもの	工事又は製造の請負都道府県及び指定都市 市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)財産の買入れ都道府県及び指定都市市町村物件の借入れ都道府県及び指定都市市町村財産の売払い都道府県及び指定都市市町村財産の売払い都道府県及び指定都市市町村物件の貸付け前各号に掲げるもの前各号に掲げるもの都道府県及び指定都市		

- (一般競争入札の開札及び再度入札)
- 第百六十七条の八 一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により 公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしな ければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事 務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を 記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共 団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、 入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。
- 3 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁 的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第百六十七条の九 普通地方公共団体の長は、<u>落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。</u>この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 建設業法施行令(抜粋)

(昭和31年8月29日政令第273号)令和4年12月23日改正、令和6年4月1日施行

(建設工事の見積期間)

- 第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内</u>に限り短縮することができる。
  - 一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
  - 二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、 十日以上
  - 三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

### 愛媛県会計規則 (抜粋)

(昭和45年4月1日規則第18号) 令和5年11月6日改正施行

(一般競争入札の公告)

- 第132条 契約担当者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して 10日 (工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定による見積期間)前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。
  - (1) 入札に付する事項
  - (2) 契約条項を示す場所
  - (3) 入札保証金に関する事項
  - (4) 契約書作成の要否
  - (5) 入札書の提出方法(電子入札(電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札者又は見積者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行う入札又は見積りの手続をいう。以下同じ。)にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の記録方法)
  - (6) その他必要な事項
- 2 契約担当者は、前項の規定により入札の公告をするときは、愛媛県議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年愛媛県条例 第4号)第2条に規定する契約に該当するものについては、議会の議決を経た 後に当該契約を締結する旨をあわせて公告するものとする。

(入札)

- 第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件 名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にし て入札書であることを表記させ、指定の日時までに提出させなければならない。 ただし、当該入札事務の担当者及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれら の者の連絡先を当該入札書に記載させており、当該担当者又は当該責任者の本人 確認を行つた場合は、押印を省略させることができる。
- 2 契約担当者は、電子入札により一般競争入札をするときは、前項の規定にかかわらず、入札者に、同項の入札書の提出に代えて、入札書に記載すべき事項が記録された電磁的記録であつて電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書(入札者又は見積者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)と併せて、指定の日時までに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける契約に係る入札をするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、前項の入札書の提出をさせることができる。
- 3 契約担当者は、一般競争入札において入札者の代理人が他の入札者又は他の入 札者の代理人であるときは、これに入札させてはならない。
- 4 契約担当者は、一般競争入札において入札者の代理人に入札させるときは、入 札前にその代理権限を明らかにした委任状を提出させなければならない。 (落札決定の通知)
- 第143条 契約担当者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面若しくは電磁的記録によりその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

- 第144条 契約担当者は、<u>指名競争入札をするときは、当該入札に参加する者を3</u>人以上指名しなければならない。
- 2 契約担当者は、前項の規定により指名競争入札に参加する者を指名したときは、 第132条に規定する事項を当該指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第145条 第131条及び第133条から第143条までの規定は、指名競争入札を行なうと きにこれを準用する。

(随意契約の限度額)

第145条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表第5左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

#### 別表第5 (第145条の2関係)

1	工事又は製造の請負	250万円
2	財産の買入れ	160万円
3	物件の借入れ	80万円
4	財産の売払い	50万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

(随意契約の手続)

- 第145条の3 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
  - (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選 定基準、申込方法等を公表すること。
  - (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

(予定価格の作成等)

- 第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。
  - (1) 予定価格が別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額 を超えない契約
  - (2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約
  - (3) 図書、定期刊行物等販売価格をそのまま予定価格として採用できるものに 係る契約
  - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う復旧工事に係る契約であって特に緊急を要すると認められるもの

(見積り)

- 第147条 契約担当者は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、これを1人の者から徴することができる。
  - (1) 予定価格が30万円を超えない契約
  - (2) 法令によって価格が統制されているものに係る契約
  - (3) 図書、定期刊行物等の購入契約
  - (4) 販売業者又は取扱業者が他にないものに係る契約

<中略>

- (6) 前各号のほか、契約の性質又は目的により相手方が特定される契約
- 2 契約担当者は、電子入札により随意契約をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の見積書の徴取に代えて、2人以上の者に見積書に記載すべき事項が記録された電磁的記録であつて電子署名が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する契約にあつては、1人の者に記録させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令の規定の適用を受ける随意契約に係る見積りをするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の見積書の提出をさせることができる。

- 4 契約担当者は、前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、見積書(電子入札にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録)を省略することができる。
  - (1) 生産品等の即売又は委託販売の契約
  - (2) 官公署(公団等を含む。以下同じ。) を相手方とする契約
  - (3) 郵便切手、収入印紙等の購入契約
  - (4) 前各号のほか、見積書を徴することが困難と認められる契約 (競争入札に関する規定の準用)
- 第148条 第141条、第143条及び第144条第2項の規定は、随意契約を行なうときに これを準用する。

#### 愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領(抜粋)

平成15年7月1日施行、令和6年4月1日改正施行

(対象工事)

- 第3条 原則として、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第7条第2項に規定する格付け等級の最下位等級以外の対象工事を対象として実施する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要がある工事
- (2) 災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
- (3) 設計金額1億円未満の災害復旧工事及び同3千万円未満の防災対策工事
- (4) 入札後審査型一般競争入札が不適当と認められる工事
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続に特例を定める政令(平成7年 政令第372号)に定める工事
- (6)総合評価実施要領第3条第3項に規定する簡易型総合評価落札方式(簡易実績型)で実施した入札後審査型一般競争入札で入札不調となり、再度発注する工事

#### 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領 (抜粋)

平成18年9月20日施行、令和6年4月1日改正施行

(対象工事)

- 第3条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)は、設計金額2億円以上の工事を 対象とした入札において実施する。ただし、次に掲げる工事にあっては、この限 りでない。
  - (1) 在来工法による建築耐震改修工事
  - (2) 災害復旧工事
  - (3)技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事
- 2 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)は、次表に掲げる工事を対象とした入札において実施する。ただし、設計金額2億円以上の工事のうち、前項各号に規定するものを対象とした入札においても実施することができる。

工事種類別	設計金額
土木	5千万円以上2億円未満
建築	6千万円以上2億円未満
その他	4千5百万円以上2億円未満

3 簡易型総合評価落札方式(簡易実績型)は、次表に掲げる工事を対象とした入 札において実施する。

工事種類別	工事種類別 設計金額	
土木	1千万円以上5千万円未満	
建築	1千5百万円以上6千万円未満	
その他	1千万円以上4千5百万円未満	

- 4 前各項に掲げる工事が次に掲げる工事に該当する場合にあっては、前各項の規定にかかわらず、簡易型総合評価落札方式によらないことができる。
  - (1)設計金額1億円以上の災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
  - (2) 設計金額1億円未満の災害復旧工事
  - (3) 簡易型総合評価落札方式によることが適当でないと認められる工事

#### 愛媛県工事執行規程 (抜粋)

(昭和39年8月14日告示第695号) 令和4年5月20日改正施行 (契約保証金)

第7条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、第2号又は第5号(契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条の規定により変更する場合に限る。)の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1(規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3)に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満の もの、年間維持工事(県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はそ の機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、 修繕等の工事をいう。以下同じ。)及び規則第146条第1項第4号の復旧工事(同 号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合に限る。)とする。

#### 南予地域災害復旧工事情報連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会議は「南予地域災害復旧工事情報連絡会議(以下、「情報連絡会議」 という。)」と称する。

(目的)

第2条 情報連絡会議は、平成30年7月豪雨等により被災した公共土木施設等に係る復旧・復興工事等を円滑に進めるため、各地域の施工体制の確保等に係る様々な課題に対し、関係者間において情報共有や対応策の検討を行うことを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 情報連絡会議は、下記事項について協議する。
  - (1) 復旧・復興工事等に関する発注計画の共有
  - (2) 建設産業の現状と課題の共有
  - (3) 建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題の共有
  - (4) 適正な発注について
  - (5) 発注情報の一元化
  - (6) その他、情報連絡会議で必要と認める事項

(組織)

- 第4条 情報連絡会議は、国土交通省四国地方整備局及び愛媛県で主催する。
- 2 構成員は別表1に掲げるとおりとする。

(役員)

第5条 本会議に、次の役員を置く。

議 長 1名

副議長 1名

(役員の選任)

- 第6条 議長は、国土交通省四国地方整備局技術調整管理官をもって充てる。
- 2 副議長は、愛媛県土木部技術企画室長をもって充てる。

(役員の職務)

- 第7条 議長は、本会議の会務を統括する。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (会議の開催)
- 第8条 情報連絡会議は、必要に応じて開催する。

(事務局)

- 第9条 情報連絡会議の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課、愛媛県土木部技術企画室に置く ものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、情報連絡会議の運営に必要な事項は、情報連絡会議において協議のうえ定める。

附則

この規約は、平成30年11月21日から施行する。

別表1

国土交通省	四国地方整備局 企画部	環境調整官
		技術調整管理官
		技術開発調整官
		工事品質調整官
		技術管理課長
	大洲河川国道事務所	事務所長
	山鳥坂ダム工事事務所	事務所長
	野村ダム管理所	管理所長
愛媛県	土木部 土木管理局	技術企画室長
	南予地方局建設部	建設企画課長
	大洲土木事務所	企画工事検査専門員
	西予土木事務所	企画工事検査専門員
大洲市	建設部	建設課長
西予市	建設部	建設課長
宇和島市	建設部	建設課長

<sup>※</sup>構成員は必要に応じて情報連絡会議において協議のうえ追加する。 ※情報連絡会議は代理出席を認める。

#### 南予3市執行促進会議 規約

(目的)

第1条 南予3市執行促進会議(以下「執行促進会議」という。)は、宇和島市、大洲市及び西予市(以下「3市」という。)における平成30年発生災害に係る執行計画を策定し、執行管理を適切に実施することにより、災害からの早期復興を図ることを目的とする。

(協議)

- 第2条 執行促進会議は、次の事項について協議する。
  - (1) 平成30年発生災害の復旧工事に係る執行計画の策定及び執行管理
  - (2) 執行上の諸課題への対応
  - (3) 早期執行に資する各種施策等の情報共有
  - (4) その他、執行促進会議が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 執行促進会議は、3市にそれぞれ設置する。
- 2 構成員は次のとおりとする。
- (1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市 建設部長、建設課長

産業経済部長、農業復興統括官、農林課長

財政課長

南予地方局 建設部長、 建設企画課長

産業経済部 復興監、農村整備課長、森林林業課長

(2) 大洲市執行促進会議

大洲市建設部長、建設課長

農林水産部長、農山漁村整備課長

財政契約課長

南予地方局建設部 大洲土木事務所長、同 企画工事検査専門員

産業経済部 復興監

八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備第二課長、

森林林業課長

(3) 西予市執行促進会議

西予市 建設部長、建設課長

産業部長、農業水産課長、林業課長

監理用地課長

南予地方局 建設部 西予土木事務所長、同 企画工事検査専門員

産業経済部 復興監

八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備第二課長、

森林林業課長

(会長)

第4条 各執行促進会議の会長は、3市の建設部長をもって充てる。

(オブザーバー)

第5条 各執行促進会議には、会長の要請により次の者がオブザーバーとして参加する。

愛媛県 土木部 土木管理課長、土木管理課技術企画室長

愛媛県 農林水産部 農地整備課長、森林整備課長

2 その他、会長が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(開催)

第6条 執行促進会議は2ヶ月に1回程度、会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認める場合は随時実施可能とする。

(事務局)

- 第7条 執行促進会議の事務を処理するため、各執行促進会議に次のとおり事務局を 設置する。
  - (1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市 建設部 建設課 南予地方局 建設部 建設企画課

(2) 大洲市執行促進会議

大洲市 建設部 建設課 南予地方局 建設部 大洲土木事務所

(3) 西予市執行促進会議

西予市 建設部 建設課 南予地方局 建設部 西予土木事務所

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、執行促進会議の運営に関し必要な事項は、都 度、会長が定める。

#### 附則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

### 4. 暫定契約の取扱い

災害時に行う暫定契約(特約条項付き契約)を行う場合、契約に際しては「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」、工事内容の設定に際しては、「「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく暫定契約における工事内容等設定要領」を参考として、適切な事務を行う。

	®検査・支払
	○作業完了
	⑩変更契約
	⑤予定価格調書作成・見積徴取
J	
7	⊚数量確定·設計図書作成
10	
契約	◎前金丸
(特約付き契約)	Co. 1. Light diler and
約6	◎日冊標件
全	
怒	⑤暫定契約 (特約添付)
定契約	
重	④概算数量・金額等算定
	③受注者の選定
	②災害協定に基づく対応要請
	①災害発生

工期で契約を締結 概算契約金額を算定 ※保証書は保証事業会社からのFA×も可とする。(原本は後日提出、受注者からのFA×は不可) ・予定価格調書、見積徴取は省略し、契約保証金は免除 ・請負代金額、工期を概算とする特約を付した工事請負契約書を使用 ・建設リサイクル法の対象工事の場合は関係書類を発注者に提出 保証事業会社の前払金保証書※、請求書の提出をもって前金払を実施 金額、 ③で選定した業者と随意契約により④で算定した概算の数量、 ②による団体からの報告又は現地確認のうえ、県で概算数量 |工事】||暫定契約額の10分の4以内 前金払の額  $\oplus$ 

て選定

災害協定に基づき団体がリストアップした業者の中から、施工能力、地理的条件等を踏まえ

0

通常の工事と同様の手続により部分払又は中間前金払の請求も可能

1/9

工事成績評定の対象外とす

0

(M)

6

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県内で大規模な風水害、震災その他予見し難い非常事態(以下「災害等」という。)により被害が発生した場合に県が発注する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)において、工事の人員や資機材の確保に際して必要な資金の円滑な調達を支援するため、受注者の意向に応じて迅速に前払金を支払うことを目的として締結する随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年4月愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。)第146条第1項第4号の規定による契約をいう。以下「暫定契約」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 前条に規定する災害等は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。
  - (I) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部が設置される災害等
  - (2) 前号に掲げる災害等と同程度であって、応急対策業務のために、建設業関係団体の協力が必要であると県が認めるもの

(対象工事)

- 第3条 暫定契約の対象は、県が発注する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事として、県が建設業関係団体と締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定(以下「大規模災害協定」という。)に基づき要請するものとする。
  - [1] 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき除去、堤防等河川 管理施設等の応急復旧工事
  - ② 孤立集落の解消のための橋梁復旧工事
  - ③ その他防災上の観点から、特に緊急の対応が必要と認められる工事 (発注方法)
- 第4条 暫定契約に係る工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により発注する。
- 2 前項の規定による契約の相手方は、大規模災害協定に基づき建設業関係団体から報告があった候補者の中から、施工能力、地理的条件等を総合的に考慮し、契約担当者(会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)が選定する。
- 3 第1項の工事を発注するときは、会計規則第146条第1項ただし書の規定により、 予定価格を記載した書面の作成を省略する。
- 4 第1項の工事を発注するときは、会計規則第147条第4項第4号の規定により、 見積書の徴取を省略する。

(暫定契約とする内容等)

- 第5条 暫定契約は、工事内容(工法、数量等をいう。以下同じ。)、設計金額及び工期(以下「工事内容等」という。)について、概要及び概算によるものとする。
- 2 前項の工事内容等は、別に定めるところにより、工事主管課(愛媛県工事執行事 務取扱規程(令和2年6月愛媛県訓令第13号。以下「工事執行事務取扱規程」と いう。)第2条第3号に規定する工事主管課をいう。)において設定する。
- 3 暫定契約において、建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」とする。

(契約方法)

- 第6条 暫定契約を締結するときは、契約書に(別紙)「当初において暫定契約とする 特約条項」を付記するものとする。
- 2 暫定契約を締結するときは、会計規則第 154 条第 5 号の規定により、契約保証金の全部の納付を免除する。

(工程表)

- 第7条 第9条に規定する暫定契約の期間中においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する対象建設工事に該当するときを除き、愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)第9条の規定により、契約書第3条に規定する工程表の提出を求めないものとする。(前金払)
- 第8条 契約担当者は、第5条第1項及び第2項の規定により算定した設計金額が 100万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が付されている場合は、 前金払をすることができる。
- 2 前項の規定により前金払をすることができる額は、概算請負代金額の 10 分の 4 以内の額とする。

(暫定契約の期間)

第9条 暫定契約として取り扱う期間は、契約の締結後、次条に規定する変更契約が 締結されるまでの間とする。

(変更契約)

- 第 10 条 契約担当者は、暫定契約の締結後、速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から当該工事に係る参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより工事内容等を精査した上で、当該工事に係る設計図書を作成するものとする。
- 2 契約担当者は、前項の設計図書に基づき、受注者と、変更後の工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。
- 3 前項の規定により変更契約を締結するときは、工事執行事務取扱規程第6条及び会計規則第146条第1項本文の規定に基づき予定価格を決定し、当該予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成するとともに、同規則第147条第1項第6号の規定により、受注者から見積書を徴取するものとする。
- 4 前項の予定価格調書は、会計規則第133条第3項の例により封書にし、見積り合わせの際これを見積り合わせの場所に置くものとする。ただし、対面による見積り合わせを行わない場合にあっては、この限りでない。
- 5 前項の規定により決定した予定価格は、変更契約の締結後に公表するものとする。
- 6 請負率については、第3項の見積書に記載された金額により算定し、以後の変更 契約においては、その請負率を適用する。
- 7 第6条第2項の規定は、変更契約に係る契約保証金について準用する。
- 8 契約担当者は、変更契約の締結後、契約書第3条の規定に基づき、受注者に対して工程表の提出を求めるものとする。

(その他)

第 11 条 暫定契約の締結にあたっては、工事執行事務取扱規程第 3 条第 2 項、第 4 条及び第 7 条並びに愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成 17 年 8 月 17 日制定)の規定は、適用しない。

2 この要領に定めるもののほか、暫定契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

#### 当初において暫定契約とする特約条項

(契約の締結)

第1条 この契約は、大規模災害時における応急対策業務の初期活動を円滑に実施するため、当初は、概算の工事内容及び工事費により締結するものとする。

(請負金額、工期)

第2条 前条に規定する概算の工事内容及び工事費による契約とする期間(以下「暫定契約期間」という。)は、この契約を締結した時から変更契約を締結するまでの間の取扱いとし、当該期間において、建設工事請負契約書及び同約款(以下「約款」という。)中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」と読み替えるものとする。

(設計図書)

第3条 本契約の締結にあたり、約款第1条第1項に規定する設計図書については、 暫定契約期間における写真、数量計算書等の概要資料をもって代えることができる。

(工程表)

第4条 受注者は、約款第3条第1項の工程表について、暫定契約期間中は、作成及 び提出を省略できるものとする。ただし、この契約が、建設工事に係る資材の再資 源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する対象建設工事に 該当する場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 本契約において、約款第4条の規定による契約の保証は、免除することができる。

(契約の変更)

- 第6条 発注者及び受注者のいずれもは、本契約締結後、できるだけ速やかに現地の 状況把握に努めるとともに、受注者から参考見積書、積算内訳書その他施工内容が 確認できる書類を徴することにより、工事内容等について精査した上で設計図書を 作成するものとする。
- 2 発注者及び受注者は、前項の設計図書に基づき、工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。
- 3 第4条の規定により作成及び提出を省略した工程表については、変更契約の締結 後、約款第3条第1項の例により作成し、提出しなければならない。

「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく 暫定契約における工事内容等設定要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱 要領第5条第2項の規定による工事主管課が行う工事内容等の設定に関し、必要 な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 工事内容等

工法、図面、数量、仕様書、設計書、設計金額、工期などをいう。

(2) 設計図書

契約書とともに契約図書を構成するもので、設計書、図面、仕様書などをいう。

(工事内容等の設定方法)

- 第3条 暫定契約における工事内容等の設定は、原則、次の各号に掲げる簡易な方 法により行うものとする。
  - (1) 工法については、実地または写真などの現地状況が把握できる資料により、 被害状況などを確認または推測し選定する。
  - (2)図面については、位置図、平面図、標準断面図のみの構成を基本とする。 なお、平面図及び標準断面図については、現地状況が把握できる写真または実 測を伴わない概略図などに代えることができる。
  - (3)数量の算出については、目測や写真判読などにより概算で行い、算出根拠 (断面数量、延長、算式など)を図面に明記する。
  - (4) 設計書については、暫定実施設計書(別紙1)に必要事項を記入することとし、設計金額については、図面などで算出した作業毎の数量に暫定契約単価(別紙2)などを乗じた金額を合算することにより算出する。
  - (5) 仕様書については、「暫定契約に関する工事特記仕様書」(別紙3)を添付する。
  - (6) 工期については、工事の目的及び施工量などから十分な日数を確保する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、暫定契約における工事内容等の設定に関し 必要な事項は、技術企画室および関係機関と協議のうえ決定する。

附則

この要領は、令和4年9月14日から施行する。

## 令和 年度 暫定実施設計書

	部長 (所長)	建設企画課長	主教	₽ ₩)	課長	係長	設計者	檢算	
工事番号				•	·				
工 事 名									
河川名、路接名等									
工事箇所									
設計 金額							円		
工事概要									
	No I	種・種別	単位	数量	単語 (路径費	辺 全数	Ę .	指要	
	No I	種・種別	単位	数量	単語 (路径費	込) 金耆	Ę .	指要	
	No I	種・種別	単位	数量	単価 (路径費	<b>込 全</b> 額	Ģ	指要	
	No I	種・種別	単位	数量	単価 (路径費	込 金書	Ģ .	拘要	
設計內訳書	No I	種・種別	単位	数量	単価 (特征費	집 全書	Ģ .	指要	
設計內訳書	No I	種・種別	単位	数量	単面 (路径集	<ul><li>込 全者</li></ul>	Į	摘要	
設計内訳書	No I	種・種別	単位	数量	単価 (路径費	집 <b>全</b> 奏	Ģ .	指要	
設計內配書	No I	種・種別	単位	数量	単面 (路径費	込 全書	Ģ	摘要	
設計内訳書	No I	種・種別	単位	数量	単価 (路径費	집 <b>全</b> 奏	<b>9</b>	指要	
工事価格	No I	種・種別	単位	数量	単面 (路径費	込 全書	円	<b>摘要</b>	
	No I	種・種別	単位	数量	単価 (路径費	집 <b>全</b> 奏		<b>指要</b>	

※数量および金額は概算

## 令和〇年度 暫定契約単価

No	工種・種別	単位	単価(円)	指 要
1	崩土等積込・運搬	m3		運搬距離D=5km未満
2	コングリート取扱・運搬	m3		運搬距離D=5km未満
3	アスファルト取壊・運搬	m2		運搬距離D=5km未満
4	盛土	m3		運搬費用および購入費用は別途計上
5	大型土のう設置	袋		製作·設置
6	土のう設置	袋		製作·設置
7	アスファ外舗装	m2		T≒50mm
8	路盤	m2		T≒100mm
9	仮設落石防護柵	В		
10	交通誘導員	人日		

<sup>※</sup> 上表の単価は、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)を含んだ単価としている。

本単価は、令和〇年度契約工事に限り適用できる。

#### 暫定契約に関する工事特記仕様書

#### (適用)

第1条 本仕様書は、「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱 要領」に基づき、暫定契約を締結する工事に適用する。

#### (工事成績評定)

第2条 本工事は、請負代金額に関わらず、工事成績評定の対象外とする。

#### (提出書類)

第3条 提出書類については、発注者から別途指示がある場合は、当該指示を優先するものとする。

#### (変更数量および図面の作成)

第4条 本工事の変更契約に必要な数量および図面については、受注者が作成し提出するものとする。

#### (その他)

- 第5条 崩土、コンクリート殻、アスファルト殻等の運搬については、運搬距離5km 以内の仮置きを想定している。
- 2 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

### 5. 紙入札事例集

災害発生後で電子入札が利用できない場合、必要に応じて紙入札により指名競争入 札を行うことができるよう、紙入札の執行要領及び見積書を添付した。次ページ以降 に示す紙入札執行要領(例)等を参考にして、関係法令等に則るとともに、適切な発 注関係事務を行うこととする。

## ●● 年 月 日( ) 開札・指名競争入札 (〇〇庁舎〇〇会議室)

工事番号・工事名	予定価格	工期	入札時刻
○○()第○号	0,000,000円		左然〇畦-
○○○○○建設工事	〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜)	●●○年○月○日限り	午後〇時~

執行担当者	執行補助者	立会人 (入札者が立ち会わない場合)				
<i>55</i> ₹□ π₩		入札事務に関係のない職員				
管理職	入札事務担当者	(地方自治法施行令167条の8第1項)				

事項	
	(入札通知書(指名通知)の写しを確認し、入室を許可)
ניו <del>ע</del>	(八代迪和音 (相名迪和) の子しを確認し、八重を計刊)
入札開始	定刻となりましたので、ただ今から「〇〇( )第〇号 〇〇〇〇〇建
八化用炻	足刻となりましたので、たたうから「OO( ) 第〇号 OOOOO( )  設工事」の入札を実施いたします。これ以降の入室、辞退以外の退出はでき
	ません。本日の入札は、△△課主幹の□□が執行します。 
出欠確認	出欠の確認を行います。(出欠を確認)
	HIX ON HE BUS C 11 0 - C 7 6 (HIX C HE BUS)
委任状の確認	│ │ 本工事の入札を代理人が行う場合は、委任状を提出してください。こ │
	れから回収して内容を確認します。 (委任状の記載内容を確認)
	〇 確認事項 [回収·確認 執行補助者]
	年月日
	委任者の住所、商号又は名称、印
	受任者の住所、氏名、印
	〇 確認結果を口口主幹に報告
	不備がある場合はその旨を発表し、当該業者に退席を求める。( <u>代表</u>
	者でなければ訂正不可能であるため、委任状の修正は不可)
注意事項の	それでは、今から入札を行います案件について、注意事項をご説明い
説明	たします。
	〇 本工事は指名通知でお知らせしておりますとおり、
	予定価格は税抜きの金額で <u>O,OOO,OOO円</u> です。
	〇 本工事は、地方自治法施行令及び愛媛県会計規則の規定により最低
	制限価格(事後公表)を設けており、入札価格がこの最低制限価格を
	下回った場合は失格となります。
	〇 したがいまして、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲の価格で
	入札を行った者の中から、最低の価格で入札を行った者を落札者とし
	ます。
	〇 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10
	%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札

者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額、すなわち税 抜き額をアラビア数字で入札書に記載してください。

- 〇 入札の際は、入札書と併せて工事費内訳書を提出してください。
- 〇 本工事の工期は、請負契約成立日の翌日から●●〇年〇月〇日までと しております。
- 〇 (※設計金額が100万円以上の工事の場合) 前払金は契約金額の4割以内、加えて工期途中での中間前払金は2割以内で請求が可能です。
- 〇(※設計金額が60万円以上の工事の場合)中間前払金を請求しない場合にあっては、工期途中での既成部分に対する部分払いを〇回請求することが可能です。
- 〇(※設計金額が100万円以上の工事の場合)この工事の契約に当たっては、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する契約保証を契約時までに提供いただくこととなっております。
- 〇 その他、入札者心得等については、既にご承知と思いますので説明 を省略します。

#### 入札前の質疑

**この入札について、ご質問はございませんか。**(質問があれば対応)

### 代表者出席 確認

**それでは、代表者の方が来られているか確認します。**(委任状の提出がなかった業者名を呼び上げて確認)

#### 入札の執行

ただ今から、「〇〇()第〇号 〇〇〇〇〇建設工事」の入札を執行します。再度、入札書に記載された工事番号、工事名、入札金額等を確認いただき、工事費内訳書に記載の金額と突合された上、誤りのないよう入札をお願いします。

なお、入札保証金は免除としますので、入札書の入札保証金の記載箇所に「免除」と記載してください。

では、確認のできた方から、入札書と工事費内訳書を提出してください。

### 工事費内訳書 の確認

全社から入札書及び工事費内訳書が提出されましたので、まず、工事費内訳書の確認を行います。

・工事費内訳書を開封し、内容を審査。(記載内容の訂正は不可。空欄 があった場合は記入を促す。代表者印がない場合は無効。)

#### [適正でない工事費内訳書があった場合]

(株)〇〇社の工事費内訳書については、適正でないと判断し、入札書を 無効として開札しないこととします。

#### 「全ての工事費内訳書が適正であった場合」

全社について工事費内訳書が適正と認めます。

#### 開札

#### それでは、開札を行います。

- ・執行補助者が入札書を開封、内容を確認。(記載内容の訂正は不可。 記入漏れ(空欄)があった場合は指示して記入促す。)
- ・執行補助者は入札金額と工事費内訳書に記載された合計額が一致する か確認し、執行担当者に入札書を渡す。

#### ア 入札書の確認

- ・あて先(印刷済)
- •日付(印刷済)
- 住所
- ・商号又は名称
- 代表者氏名
- ・代表者印(代表者が入札する場合)
- 金額
- ・工事件名(工事番号・工事名は印刷済)
- ・代表者印が押されていないこと
- ・「代理人氏名」という付記
- 代理人氏名
- 代理人印
- ・入札書と委任状の照合
- 住所
- 商号又は名称
- 代表者氏名
- 代理人氏名
- ・代理人の印影
- イ 入札書の整理

入札書を金額の低い順に整理する。

ウ 入札書の再確認

入札書に誤りがないか確認する。

特に一番札については入念に確認し、代理人が入札する場合は、 委任状とも照合する。

#### 「入札価格と工事費内訳書が一致しない入札書があった場合」

(株)〇〇社の入札価格については、工事費内訳書に記載された合計額と 一致していませんので、適正な見積りがなされていないと判断し、入札 書を無効とします。

「全ての入札価格と工事費内訳書が一致していた場合]

全社について入札書を有効と認めます。

▶ (代理人が入札する場合)

(執行担当者は、各入札書の金額を確認の上、次のとおり発表)

### 入札結果の 発表

**それでは、入札結果を発表します。**(有効な入札書について、最低価格から順番に入札者及び入札価格を読み上げる。)

〇最低価格入札者 (株)〇〇〇〇 入札価格 〇〇〇〇〇円 〇2番札 (株) △△△△ 入札価格 △△△△△円 ○3番札 (株) □□□□□□ 入札価格 □□□□□□円

(以下、同じ)

ただ今、読み上げた入札価格で全社間違いありませんか。 (誤りのないことを確認)

それでは、予定価格及び最低制限価格を確認します。 (最低入札価格が予定価格以下であり、かつ最低制限価格以上であるかを確認)

(以下、全ての入札価格が予定価格以下(適正)であった場合について ケース別に説明)

#### [最低入札価格が最低制限価格以上である場合]

最低価格入札者の㈱〇〇〇〇を落札者とします。入札価格の〇〇〇〇〇円に10%を加算した金額で落札決定します。

#### 「最低入札価格が最低制限価格を下回っている場合」

最低入札価格が最低制限価格を下回っておりますので、2番札(2番札も下回っていた場合は3番札)の㈱ΔΔΔΔΔを落札者とします。入札価格の ΔΔΔΔΔ円に10%を加算した金額で落札決定します。

#### 「最低制限価格以上で最低価格が2者以上あった場合」

最低価格入札者が〇者おりますので、落札者決定のための抽選を行います。 (抽選順位決定書 (くじ) により抽選順位を決定後、落札者決定抽選書 (くじ) により落札者を決定)

抽選結果を発表します。㈱〇〇〇〇を落札者とします。入札価格の〇〇〇〇円に10%を加算した金額で落札決定します。

#### 入札の終了

以上をもちまして、入札を終了します。

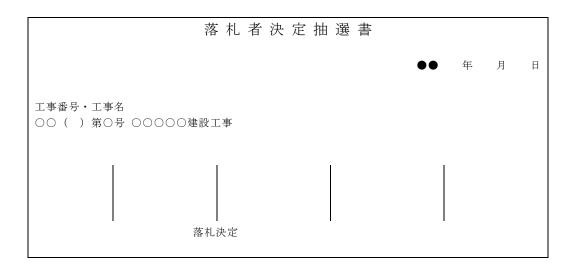
## 【入札準備物】

- ・ 入札者心得(紙入札用)
- ・ 入口案内(貼付用のテープ)
- ・ 工事件名の掲示(工事番号及び工事名の確認用、室内に貼付)
- ・ 筆記用具・電卓等 (マーカー、赤鉛筆、カッター 等)
- ・ くじ(指名業者数を考慮して複数パターン準備)
- 会計規則
- · 紙入札執行要領(本書)
- ・ 入札書、委任状の記入例(確認用)
- · 付箋

#### - 落札者決定抽選書を作成する-

抽選書は指名業者数を考慮して、あらかじめ作っておくこと。複数パターン作って執行担当者に選んでもらう。

作成していない場合は、その場で白紙に縦線を引き、いずれか1本の下端に落札決定と書き、 文字が見えないように数回折り返し、ホッチキスで止めてくじを作成する。ただし、抽選に参加 する業者には当たりの箇所が見えないよう注意を要する。



# 入 札 書

〇〇 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

所 在 地商号又は名称

代表者職氏名

億	千万	百万	十万	万	千	百	+	田
I) EV	1 /3	L / J	1 /3	/-	'	<b>□</b>	'	1 3

ただし、 $\bigcirc\bigcirc$  ( ) 第 $\bigcirc$ 号  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  ( ) 建設工事 一式

に係る入札

入札保証金 ¥\_\_\_\_\_\_

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。